

あさらの風



三連水車風景〈写真提供〉朝倉市

あさくらの風

甘木朝倉法人会 会長ご挨拶	2
第7回定時総会開催	3
平成29年7月九州北部豪雨 復旧復興支援活動	4
守りたい! 子どもたちの生命と安全	5
•飛び出し人形の設置	
•防犯ブザーの贈呈	
•緑のカーテンの設置	
•プランターの贈呈	
委員会・各支部の活動	6
青年部会の活動	7
女性部会の活動	8
絵はがきコンクール入賞作品の紹介	9
租税教室を受講した小学6年生の感想	10
税に関する広報	11 ~ 12
外国人留学生のアルバイト給与の源泉徴収	13



〈写真提供〉朝倉市



ご挨拶

会長 矢野 清博

昨年7月5日の九州北部豪雨災害でこの朝倉地域は激甚災害の指定を受けるほどの被害と、多くの方が犠牲になりました。当会では「一步、一步、あさくら」をスローガンに復興、復旧のお役に立ちたいと活動してまいりました。

その状況下で今年7月6日には中国地方に記録的な大雨をもたらした、西日本豪雨災害が発生して朝倉地域にも再度大きな被害をもたらし、復旧工事計画に大きな影響が出たと聞いております。重ねて被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、平素より公益社団法人甘木朝倉法人会の活動にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。私も二期目最後の一年となりました。約800社の皆様に御協力を賜り多くの公益事業を展開させていただきました。本当にありがとうございました。

最後の一年に当たり次のような事業推進を図りたいと思います。豪雨災害による復旧、復興の支援事業を継続して生活者の目線で元気な朝倉地域づくりのお手伝いをしてまいります。「税を通じての地域社会貢献活動」というテーマで税務研修会の開催、経営研修講演会の開催、青年部や女性部会を中心とした子どもたちへの租税教室の開催、災害に備える(まさかへの対応)等の福利厚生推進事業を進めます。

最後に法人会活動の公益性や魅力をもっともっと地域の経営者の皆様に認知していただき当会への入会を推進し、公益に資する団体として、朝倉地域の発展に向け社会貢献活動を進めてまいります。

本年度も会員の皆様並びに関係者の皆様のご支援並びにご協力をお願い申し上げます。

公益社団法人 甘木朝倉法人会の目的及び事業

(目的)

この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業 | (5) 会員の交流を図るための事業 |
| (2) 税制の調査研究及び提言に関する事業 | (6) 会員の福利厚生のための事業 |
| (3) 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業 | (7) その他この法人の目的達成に必要な事業 |
| (4) 地域社会に貢献することを目的とする事業 | |

第7回 定時総会開催

日時：平成30年5月29日(火)

場所：松屋ガーデンパレス



公益社団法人甘木朝倉法人会の第7回定時総会を、平成30年5月29日、朝倉市甘木の松屋ガーデンパレスにおいて開催しました。

総会には、園田甘木税務署長、高口福岡県久留米県税事務所長、林朝倉市長をはじめ多数の来賓にご臨席賜り、まず冒頭全国法人会総連合会会長功労者表彰及び福岡県法人会連合会会長表彰の伝達、甘木朝倉法人会会長感謝状の贈呈を行いました。

総会の有効成立数575社に対し、出席・委任状社総計は425社と、定足数の報告が行われ、総会成立を宣言。矢野会長を議長に選出し、決議事項として、第1号議案(平成29年度決算報告承認について)が審議され、満場一致で承認されました。

引き続き報告事項として、(1)平成29年度事業報告、(2)平成30年度事業計画、(3)平成30年度収支予算を説明しました。

議事終了後、来賓の園田甘木税務署長及び高口福岡県久留米県税事務所長から丁寧な祝辞をいただき、総会はずつがなく閉会の運びとなりました。

その後、林裕二朝倉市長に講師をお願いして、「災害復旧復興と朝倉市のまちづくり」というテーマで講演会を開催しました。

講演会終了後同会場での懇親会へ。会員同士の歓談など楽しく有意義な時間を過ごしました。

表彰・感謝状贈呈

法人会活動にご尽力いただいた方々に感謝状が贈呈されました。皆様、おめでとうございます。

全国法人会総連合 功労者表彰

単位会功労者 副会長 阿部 達彦 様

福岡県法人会連合会 功労者表彰

県連功労者 理事 梶原 教義 様

福利厚生事業推進に貢献したことに対する表彰

大瀨 淳子 様

(有)チェック保険サービス 様

平成29年度正味財産増減計算書

	科目	決算額
経常収益	特定資産運用益	1,523
	受取会費	4,578,000
	事業収益	0
	受取補助金等	8,947,500
	受取負担金	218,000
	雑収益	4,783,483
	経常収益計	18,528,506
経常費用	事業費	12,365,647
	管理費	2,647,287
	経常費用計	15,012,934
	当期経常増減額	3,515,572
(単位:円)	正味財産期末残高	15,855,112

平成30年度事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業 毎年の改正により複雑難解化する一方の税法、税制について、正しい知識を身につけてもらうための事業を行う。
2. 納税意識の高揚を目的とする事業 納税意識の高揚を図り、税務行政に寄与することを目的とした事業を行う。
3. 税制の調査研究及び提言に関する事業 納税者の納得する適正・公平な税制実現のための的確な軽減を行う。
4. 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業 中小企業が単独では実施することが難しい人材の育成を支援する。
5. 地域社会に貢献することを目的とする事業 中小企業単独ではその要請に応えることが難しい社会的責任を果たすことを目的とした事業を行う。
6. 会員の交流を図るための事業 会員の交流と相互の意思疎通を図ることを目的とした事業を行う。
7. 会員の福利厚生のための事業 会員である法人の福利厚生事業の充実と経営の安定、安心を目的とした事業を行う。
8. その他この法人の目的達成に必要な事業 会員の拡大、電子申告の推進及びこの法人の認知度の向上に努める。

平成29年7月九州北部豪雨 復旧復興支援活動



昨年7月5日からの記録的な大雨により、朝倉市、東峰村を中心に、甚大な被害が発生しました。

法人会では、現在まで、のぼり旗「一步、一步、あさくら」を作成し、会員事業所等に掲げることや、青年部会を中心に「災害ボランティア活動」、女性部会を中心に「炊き出しや災害復旧復興イベントでの物販活動」等を行っています。

また、被災された方々が入居している3ヶ所の仮設住宅集会所に、甘木ロータリクラブ、甘木朝倉間税会、甘木朝倉法人会の三団体共同で、パソコン、プリンターを贈呈しました。



仮設住宅寄贈品目録贈呈式

サービス
開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様 月1件のご相談まで
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note



ご利用はこちらから

— 守りたい!子どもたちの生命と安全 —

安心安全のまちづくり

◆ 飛び出し人形の設置

交通安全の推進と児童の安全を守ることを目的に、小学校、小学校PTA、校区の青少年育成協議会、区会長、民生委員及び朝倉警察署等の協力を得て、子どもの通学路になっている信号機のない危険交差点などに「飛び出し注意」の人形看板を設置しています。

平成22年から続けている事業で現在約300ヶ所に看板が設置されています。

平成30年度は九州北部豪雨で流されたものの補充、看板老朽化による交換、新たに信号機のない危険交差点への設置等を予定しています。



飛び出し人形の設置

◆ 防犯ブザーの贈呈

児童の安全を守ることを目的に、朝倉市・筑前町・東峰村の各小学校に4月から入学する新一年生に防犯ブザーを贈っています。

平成18年3月から始めたこの事業も13回目を終わり、これまでに総計で約1万人の児童に防犯ブザーを贈りました。

子どもたちに対する犯罪防止のために少しでも役立つことを願って、今後もこの活動を継続していきます。



防犯ブザーを子どもたちへ贈呈

地域環境美化活動

◆ 緑のカーテンの設置

CO₂削減・節電の取り組みの一環として、平成24年度から朝倉市郡内の小中学校を対象に年間計画で、緑のカーテンを設置しています。

平成30年度は新設された杷木小学校で、先生方の協力を得て設置作業を行い寄贈しました。

猛暑が続く中、緑のカーテンが少しでも子どもたちの暑さを和らげることになればと思っています。



緑のカーテン

◆ プランター贈呈

支部活動の一環として、街の美観を保つため、保育所、小・中学校、交番、コミュニティーセンター等公共施設に花のプランターを設置しています。



蟻城小学校にプランター贈呈

委員会・各支部の活動



東部支部／まちづくり講演会



南陵支部／筑後川凧揚げ大会



社会貢献委員会／ひみこ杯小学生バレーボール大会



研修委員会／決算事務説明会



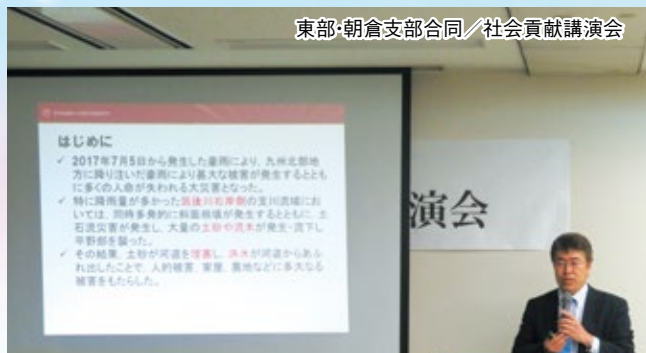
税制委員会／税制改正提言活動



立石支部／大平山登山道清掃活動



筑前支部・甘木三支部・女性部会／税務研修会



東部・朝倉支部合同／社会貢献講演会



筑前支部／大黒様物産展



甘木三支部／はなみぎぎ通イルミネーション

本年度の青年部会の取り組み

青年部会部会長 吉森 達



青年部会第7回定時総会であいさつする青年部会長

昨年7月に発生した九州北部豪雨から一年が経ちましたが、その間、西日本豪雨等日本各地で様々な豪雨災害が発生しました。多くの被災された方々におかれましては心よりお見舞い申し上げます。一日も早いご再建をお祈り申し上げます。

青年部会は、会員企業の経営者及び法人会役員の後継者等の育成の場であるとともに、法人会活動推進の担い手として大きな役割を有しています。

このことから本年度、青年部会は三つの事業を柱に取り組んでいきます。

一本目は、税知識の普及、納税意識の高揚を目的とした租税教育活動の一環として毎年地域の小学生を対象に租税教室を実施しておりますが、昨年は九州北部豪雨の影響で十分に実施することが出来ませんでした。その分、今年はしっかりとした内容で税の意義と役割について話をしていきます。

二本目は、部会員の自己啓発を図るために研修会を開催いたします。昨今ではアジアへの関心が益々増えてきており、企業の進出はもちろんインバウンド、アウトバンドも大きなビジネスチャンスと考えます。我々が自社を存続するため、もしくは新たな事業を展開する一つのヒントになるような研修会を開催します。

三本目は、部会員相互の親睦、交流を図るためにゴルフコンペを開催いたします。多数の参加者を募り、タテとヨコの繋がりを深めていけば、自ずと会員の減少に歯止めをかけ、入会者の増加に繋がるものと考えます。

以上、青年部会はこの三本柱で事業を行いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



第31回全国青年の集い高知大会



租税教室(三輪小学校)



租税教室(秋月小学校)



租税教室(朝倉東小学校)



租税教室(立石小学校)

女性部会の活動とこれから

女性部会部会長 木村 栄子

法人会に女性部会が発足して20年。私達会員も年齢を重ね体のあちこちに不具合も生まれ、みなさんどなたも、何とかやっていますとのお話。部会長4年目の私も何をするにもまず、気力が湧いてこない、やるべき事を、つい先送りにしてしまう。つくづく情けないと思っています。でも楽しい事もありました。

3月、日帰り旅行で日田のおひなさまめぐりへ、サッポロビール工場見学、そして楽しい食事、豆田町のおひなさまがいっぱいの通りを散策、道の駅でのお買物、又帰りのバスの中のにぎやかな事、来てよかったという声が聞かれ、参加者は少なかったものの、会員交流としては、大変有意義な1日でした。

4月、全国女性フォーラム山梨大会へ副部長と3人で参加。山梨県甲府市はフルーツ大国、桃の花がまだ少しピンクの色を残している頃でしたが、高い山に囲まれ、南アルプスには雪が、そして富士山が車窓から見えかくれし、素晴らしい自然の中、1,600名以上の参加で無事終わりました。来年はチューリップ満開の富山県です。

さて、これから私の任期の終わりまでに、いったい何が出来るでしょう。租税教室は学童保育所2ヶ所、6年生対象の税金教室は3校、最後まで悔いのないようがんばっていきます。会員の若返りと少しでも多くの参加を心よりお待ちしております。



第7回定時総会であいさつする女性部会長



災害現場視察



第13回全法連女性フォーラム 山梨大会



租税教室(金川小学校)



絵はがきコンクール入賞作品展示風景



絵はがきコンクール表彰式

絵はがきコンクール 入賞作品の紹介

法人会長賞



立石小学校 6年
もりやま りん
森山 凛さん

最優秀賞

法人会女性部会長賞



甘木小学校 6年
あしたに ここな
芦谷 心渚さん

甘木税務署長賞



甘木小学校 6年
えとう すみ
江藤 澄美さん

優秀賞



朝倉東小学校 6年
いのうえとときは
井上 松さん



立石小学校 6年
いわさき しゅうた
岩崎 柊太さん



金川小学校 6年
おかべ れあ
岡部 黎さん



福田小学校 6年
くらとみ ななみ
倉富 菜々海さん



蛸城小学校 6年
しげまつ りゅうき
重松 龍輝さん



金川小学校 6年
にした ゆな
西田 夕夏さん



立石小学校 6年
みやざき さえ
宮崎 咲英さん

※学年は、平成29年度当時のものです。

租税教室を受講した 小学6年生の感想

前までは税金、て何のためにあるの？
本当に税金、て必要なの？って思っていました。
たけい今日、ビデオやお話を聞いて
税金、て大切なんだなと思いました。
そして、去年の九州北部ごううでも、
たくさんの、税金が使われている
と思うと、みんなからのしえんを
受けていたんだなと思いました。
そして、これからは税金をちゃんとは
らおうと思、ました。



H.Rさん

私は今日のはなしを聞いて税金
は何に使われているのか、
どのような税金があるのか
よく分かる学習でした。
はじめて知ったことは、0才から
税金をはらっていることです。
そして、私たちがのくらしの中で
は多くの税金が使われ
ていることをよく知りまして、



M.Kさん

ぼくは最初、税金は本当に必要なの
かなと思、ていました。でも、租税教室の
方々の言葉やDVDを見たり聞いたりして、
税金は、とても必要なものだと、よく
分かることができました。そして、税金
には50種類もあると聞
いて、とてもびっくりしました。
ぼくたちも、はら、ている税金、は
何かの役にた、ていることが分りました。



I.Aさん

私は、3、4年生の時、ふと「救急車や消防車へのお金
は、呼んだ人、ケがした人のどちらかはらうんだらう」と
疑問に思、た事がありました。そのお金も、私た
ちはらう、あの8円が集まってできているんだと
知ることかできて入、りました。少し前までは、
「なんで税なんてはらうんだらう、計算か
めんどうくさい」なんて思、ていたけれど、私
たちは税金に助けられている事か分
か、て、とてもよいものだと思、てしま
した。



E.Sさん

私はお話を聞いて、税金は大切なだと思、ました。
前は、なぜ消費税があるの？なぜ8%はらわない
といけなしのかな？と思、ていました。
でも、「税金のはなし」を聞いて、消費税はこんなと
ろに使われているのだとわかりました。
税金があるから豊か、で安心安全、なんと思、いま
した。やさしい心をもつこと、ものや人
を大切にすることが、一番大切なこと
私と思、ました。



N.Nさん

・法人会の方の話は、分かりやすく、楽しか、
たです。「税金のはなし」を聞く前までは、
税金なんて、なぐなぐはいいのにな、と思、てい
たけど、「税金のはなし」を聞いてから、税金
は、私達、国民のためにあるかかせないもの、
大切な、大事なものとわかりました。
私達がはら、っている消費税が、
私達の朝倉市でおきた、7-5の災害
の手助けにな、たり、いいと思、います。



H.Mさん

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の
一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	8% 43,200
			②	①
				③
				④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事㈱		①
〒〇〇〇〇 〇〇〇〇		⑤
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円（税込み）		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	物々A-B-	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0570-030-456
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「▷その他のバナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度 又は

QRコードから
特設サイトへ



外国人留学生のアルバイト給与の源泉徴収 ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

リサ



この度、外国人留学生をアルバイトで雇用することになりました。留学生のアルバイト給与はどのように源泉徴収すればよいのでしょうか。

サキ先生



外国人留学生が、所得税法上の居住者に該当するか、非居住者に該当するかによって異なります。



居住者と非居住者はどのように区分したらよいのですか



外国人留学生の場合は、学業の習得のために日本に継続して居住することが必要な期間が1年以上であれば居住者、1年未満であれば非居住者になります。



居住者と非居住者では、源泉徴収の方法はどう違うのですか。



居住者の場合は、日本人従業員と同様「給与所得の源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収します。非居住者の場合は、20.42%の税率で所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。



どこの国からの留学生でも同じですか。



日本は多くの国と租税条約を締結しています。留学生の国によっては、日本との租税条約の規定によってアルバイト給与が免税になる場合もあります。この場合は留学生が入国の日以後最初にアルバイト給与の支払いを受ける日の前日までに、「租税条約に関する届出書」に在学証明書を添付し、給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出すれば源泉徴収の必要はありません。例えば、中国との租税条約では、アルバイト収入が生活費や学費程度であれば免税ですし、韓国との租税条約では、金額、年数の上限はありますが免税です。免税となる条件のある租税条約や、免税とならない租税条約も多くありますので、適用となる国との租税条約の規定を確認する必要があります。

なお、租税条約が適用できる留学生は、学校教育法第1条に規定する学校の学生ですので、日本語学校等の場合は租税条約の免税の適用ができませんので注意が必要です。



「租税条約に関する届出書」の提出ができなかった場合はどうすればよいですか。



「租税条約に関する届出書」の提出がない場合は租税条約の適用ができませんので源泉徴収をする必要があります。ただし、留学生が、後日、在学証明書を添付した「租税条約に関する届出書」とともに「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出すれば、納付済の税額の還付を受けることができます。

★筆者紹介

舟田 浩幸 (ふなだひろゆき)

東京国税局調査第一部外国人調査第3部門主査、同局調査第四部国際税務専門官(移転価格担当)、渋谷税務署国際税務専門官(所得税担当)、芝税務署国際税務専門官(源泉所得税担当)などを経て、平成28年8月神奈川県横浜市鶴見区で税理士登録。



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット



充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

久留米営業支店

〒830-0032

福岡県久留米市東町38-1 大同生命ビル 1F

TEL 0942-33-0441 FAX 0942-31-0311

(受付時間:午前9時から午後5時まで/土・日・祝日年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

経営者が重大疾病にかかった時のそなえを確保



Jタイプ
無配当重大疾病保障保険

Jタイプ

[無配当重大疾病保障保険]は、

重大疾病による

生存リスクから

企業を守ります!

引受保険会社



大同生命保険株式会社 久留米支社/福岡県久留米市東町38-1 TEL 0942-32-4306

法人会加入のおすすめ

〈法人会の主な活動〉

- 税制改正に関する要望ならびに陳情活動
- 税の啓発・租税教育活動
- 経営や税務・一般教養等の研修会の開催
- 地域に密着した社会貢献活動
- 経営(者)支援のための活動
- 情報誌や各種参考資料の配布
- 会員相互(異業種)の交流
- 経営者・従業員のための福利厚生制度の推進

☆法人会に加入すると、こんなメリットがあります☆

- 1 さまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりを生み出します。
- 2 正しい税知識を身につけられ、節税に役立ちます。
- 3 最新の税制ニュースや経営・経済などの情報を得ることができ、直接会社経営に役立ちます。
- 4 経営法律無料相談や優遇貸出金利で金融機関の融資が受けられます。
- 5 経営者の健康管理のための健康診断(人間ドック)が、助成金付きで受けられます。
- 6 法人会独自の充実した福利厚生制度をご利用いただけます。
- 7 法人会の社会貢献活動に参加することにより、地域のお役に立つことができます。



甘木朝倉法人会役員がFM FUKUOKA番組に出席しています。



仲山 研修委員長



阿部 副会長



吉森 青年部会長



梶原 総務委員長

「AIG presents法人会「賢者の名言」」終了後の1分間のAIG CM枠のうち20秒間、甘木朝倉法人会役員4名(阿部副会長、梶原総務委員長、仲山研修委員長、吉森青年部会長)が出演しています。

この番組のスポンサーは法人会福利厚生制度受託会社のAIG損害保険株式会社です。

CMではAIGの法人会商品ビジネスガードの宣伝の後に、役員がそれぞれ法人会活動のアピールをしています。是非お聴き下さい。

周りの方にもご案内下さい。

以下の時間帯で県内法人会20企業が日替わりで出演されています。

「AIG presents法人会「賢者の名言」」
FM FUKUOKA(80.7MHz)

毎週月曜～木曜

午前5時30分～5時35分

金 曜

午前5時10分～5時15分

※聞き逃された場合は、
radikoでお聴き下さい。

radiko.jp

入会のお申し込み・お問い合わせは

公益社団法人 甘木朝倉法人会

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木 955-11 朝倉商工会議所会館 3F

Tel(0946)24-5757 Fax(0946)23-2844